

第 53 回公害紛争処理連絡協議会

開催：令和 5 年 6 月 1 日

公害等調整委員会事務局

令和 5 年 6 月 1 日に、都道府県公害審査会会長等にお集まりいただき、「第 53 回公害紛争処理連絡協議会」を開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響などにより縮小開催が続いていたため、4 年ぶりの通常開催となりました。開催当日の概要については、次のとおりです。

1. 委員長挨拶

公害等調整委員会委員長の永野厚郎でございます。昨年 7 月から委員長に就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙な中、「第 53 回公害紛争処理連絡協議会」にご参加いただき、誠にありがとうございます。

皆さまには、公害紛争の迅速かつ適正な解決のため、日頃より多大なご尽力をいただき、また、当委員会の業務にご理解とご協力をいただいておりますことに対して、厚く御礼申し上げます。



この連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響により規模を縮小するなどして開催しておりましたが、ようやく 4 年ぶりに都道府県公害審査会等の皆さまが一堂に会する形で

開催できる運びとなりました。私も含めて初めて参加される方も多いのではないかと思います。改めて国と地方の連携を深める場となることを期待しています。

公害紛争処理制度が発足して半世紀が経過しましたが、この間、公害紛争は、我が国の社会・経済構造の変化や国民の意識の高まりを反映して、その様相を大きく変え、近時は飲食店、託児所、介護施設などの事業施設の運営、住宅近郊での工場の操業、老朽施設の解体、宅地造成などに起因して、人口・住宅が密集している都市部での騒音・悪臭・振動など、身近な生活環境被害を訴える事件が増加しています。このような中で、地元に着目して公害紛争の解決を担う都道府県公害審査会等、さらには公害苦情担当者に対する期待はますます高まっているものと思います。

当委員会としましても、このような公害紛争の事案の変化に対応して迅速・適正な紛争解決が図れるよう審理運営の見直しなどの改善に取り組んでいるところですが、国と地方からなる公害紛争処理システム全体としての紛争解決機能を高めるためには、皆さまと当委員会が連携を一層深めていくことが重要であります。

連携の在り方として、当委員会としては、当委員会に蓄積された事件処理のノウハウや知見の還元に努めているところですが、皆さまの間の横の連携のハブとしての役割も視野に入れて、地方における公害紛争処理のニーズを的確に汲み上げ、これにかなった形での支援ができるよう取組を強化したいと考えています。他方で、公害紛争は事実関係の確定のために専門的・科学的知見を要することから、この点がネックとなって都道府県公害審査会等での調停が不調となるような事案もあるのではないかと思います。このような事案であっても、地域のコミュニティーに一定の影響が及ぶような事案については、既に一部に実績がありますように、当事者に当委員会への裁定申立を促すなどして当委員会に積極的につないでいただく運用により、都道府県審査会等における審理の結果を無駄にすることなく、当委員会においてこれを引継ぎ、専門委員や職権調査などのリソースも活用して紛争解決を図ることができるのではないかと考えており、これも望ましい連携の在り方ではないかと考えています。

本日の連絡協議会では、実質的な意見交換の場として新たにグループ別の意見交換を設けておりますので、地方間の情報交換とともに国

と地方との連携の在り方などについても忌憚のないご意見をいただければと思います。

本日の連絡協議会が、公害紛争の処理に関わる皆さまと私ども双方にとりまして有意義なものとなることを祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

2. 現況報告

次の3件について、現況報告を行いました。

- ・公害等調整委員会の概況等について
〔公害等調整委員会事務局次長 小原 邦彦〕
- ・京都府令和2年(調)第1号事件
〔京都府公害審査会会長 湯川 二郎〕
- ・山梨県令和4年(調)第2号事件
〔山梨県環境・エネルギー部
大気水質保全課主任 芦川 卓也〕

3. 意見交換

今回の新たな取組として、公害等調整委員会委員等と都道府県公害審査会会長等が、4つのグループに分かれて意見交換を行いました。こちらの内容について、いくつかご紹介いたします。

< Aグループ >



- 参考資料にある公調委と地方が連携した事案では、8回も調停期日を繰り返したとのことだったが、どのように説得したのか。業者がもう出てこないという選択をしたら難しかったのではないかと。〔A県〕
 - ➔ 最初は業者に働きかけても聞いてもらえなかったが、規制値を上回る調査結果が出てから空気が変わり交渉が動き始めた。申請人からは丁寧に聞いてもらえたという感謝はあっても、何回も呼び出されたという苦情はなかったと受け止めている。〔公調委〕
 - ➔ 公調委が専門委員の指導を受けて検査を行い数値が具体的に出てきてから客観的な議論が始まった印象がある。そのような手段があるとそこから進むイメージがある。〔公調委〕
 - ➔ 公調委の裁定申立ての場合は、被申請人が不出頭でも審理を進めて裁定をさせるという点では、調停よりも進めやすい点がある。〔公調委〕

- 自治体では測定や調査の手段をどれくらい持っているのか。騒音や振動などはともかく、地下水や地盤の構造などに関するものは難しいように思われるがどうか。〔公調委〕
 - ➔ できるところとできないところの差が大きい。〔A県〕
 - ➔ 説明のあった事案について、騒音の条例違反への対応は行政の責任であり、地方分権により都道府県から市町村に権限が委譲されている。専門機関に委託して計測することも可能であり、市町村が責任を持って対応しなければならない。それをどこまで都道府県や公調委がフォローするか難しいところ。〔B県〕

- 都道府県での調停が難しい場合に、公調委への申立てを案内しているか。〔公調委〕
 - ➔ 原因裁定を希望するというような場合には、公調委を案内したことがある。〔C県〕

- 市町村レベルだと公害苦情相談が多いのに、都道府県の公害審査会になると一気に少なくなっている。両者の連携はどのようになっているのか。公害苦情相談で解決されているというのであれば良いが、そうでないものもあるのではないかと。〔公調委〕
 - ➔ 面倒だから紹介していないのではないかと。〔D県〕

- ➔ 制度の案内ということで相談があった場合には、そのような手段もありますよという紹介はしている。〔C県〕
 - ➔ 市からの案内による県審査会への相談件数は相当数あるが、市民の側からすると住環境の保全是市の責務であり、市でやって欲しいということで申立てまでには至らない場合も多い。〔E県〕
 - ➔ 市町村の職員に対して公調委のアドバイザーの講演後のグループ別ディスカッションを行っており、相談現場での処理の円滑化とともに処理できないものを県審査会に出しやすくなっているように思う。〔A県〕
 - ➔ 県では市町村に対して県審査会の制度を周知しているので、ややこしい事件は県審査会に回ってしまうという流れもあるように思う。〔A県〕
- 廃棄物関係の公害苦情が多いという話があったが、公害審査会に上がってこないのはなぜか。〔公調委〕
- ➔ 廃棄物関係は誰が捨てたのか分からず、誰を対象に申請したら良いのか分からないからではないか。また、人里離れた山奥に捨てられることが多いので、自分に直接被害はないという面もあるのではないか。〔C県〕
 - ➔ 廃棄物関係では、相手方が外国人のことがある。公害審査会にという話になると、外国語対応は難しいとなり申請を断念してしまっている。〔F県〕
 - ➔ 廃棄物関係では、警察が対応している場合も多い。〔G県〕
- 弁護士が県審査会の会長なっておられる場合が多いが、県審査会の利用促進という観点から、弁護士会への働きかけや弁護士への制度の周知という面では、考えていることはあるか。〔公調委〕
- ➔ 弁護士会の前会長が県審査会の会長をしていたこともあり、会員を対象に公害審査会のレクチャーを行い、弁護士会会員に活用をアピールしている。弁護士会の公害委員会の委員が県審査会の委員にもなっていて、積極的に事件を持ち込むように働きかけている。〔A県〕
 - ➔ 事件の件数が少ないとつぶれてもおかしくないという危機感を共有して、利用促進に働きかけるべきである。〔A県〕

< Bグループ >

- しばらく事件の受付がないという都道府県がいくつもある。どのような問題意識を持っているか。〔公調委〕
- ➔ 公調委で公害審査会を宣伝してよいかというと、都道府県事務局の負担も大きいので、調整が難しいと思う。〔H県〕

- ➔ 相談があっても申立てに結びつかないことについては、公調委から自治体職員へ広報したり、公調委が公害審査会を支援することが考えられる。また、都道府県からもアプローチしていく必要がある。〔H県〕
 - ➔ 弁護士会にアプローチするときは、研修系委員会と環境系委員会の2ルートがあり、後者も活用してはどうか。〔I県〕
 - ➔ 訴訟における因果関係の問題だけを公調委に嘱託すると、専門家が判断してお返ししますという非常に合理的な制度（原因裁定嘱託）があるが、なかなか知られていない。〔公調委〕
 - ➔ もう少し都道府県の段階での調停に持っていけると、地元の文化的な背景も含めて分かっている中で調停してもらえていいのではないか。〔公調委〕
- 都道府県と市町村の担当部局が連携するような機会は設けられているのか。〔公調委〕
- ➔ 年に1回、市町村の担当者へ研修を行っている。県の担当者も一緒に参加し、連携・対応していけるような構成になっている。〔J県〕
 - ➔ 年5～6回、研修、事例発表会、事業所視察、講演会などを行う形で、県と市町村の担当者間で意思疎通を図るようにしている。〔K県〕
 - ➔ 毎年テーマを絞って研修を行っている。去年は悪臭関係で、今年は騒音関係の研修を行う。〔I県〕
 - ➔ 出先機関と市町村において、関連するものについては速やかに県の職員も出向き、改善策はどのように進めたらよいか連携して対応している。〔L県〕
 - ➔ 公害苦情の対応、公害審査会の制度、生活環境の騒音規制法、振動規制法を説明する研修がある。県立の衛生研究所から専門的な研修ということで、騒音の測定などについて講義を行っている。〔H県〕
 - ➔ 県のほうで低周波騒音測定の機器などを整備しており、必要に応じて貸し出してサポートを行っている。〔M県〕



- 適切な専門家を探せないときに公調委の協力をという話があったが、公調委に問い合わせてもらえば、こういう専門家がありますということを伝えられるかもしれない。〔公調委〕

- ➔ 振動、地盤沈下、悪臭などは専門委員をその都度任命しているので、その方を紹介するのではなく、その方に相談して専門家グループの中から紹介してもらう可能性はあるかと思う。〔公調委〕
- 調停の合意が Web 上で確認できたとき、Web 上で成立なのか、その後に調停調書に最後の人が署名押印した際に成立なのか。〔I 県〕
 - ➔ 成立時期は「口頭で合意した時点」と解釈し、Web 会議日時をもって成立としている。〔公調委〕
- 自治体を経て公調委で扱った事件について、フィードバックが十分にできていない。支障がない範囲で提供できるようにしたいと考え、公調委で方法を検討している。〔公調委〕
- 公害審査会で調停が打切りとなったときに、公調委に裁定の申立てをしたらどうかと示唆することもあるのか。〔公調委〕
 - ➔ 公調委は敷居が高すぎる。打切りとなる場合、ここでまともになかったら訴訟してくださいと言って終わっていると思う。〔N 県〕
 - ➔ 打切りになるというのは、当事者が「はい」と言えないだけなので、受諾勧告でいいのではないか。調停委員会や専門家から「これはこうだ」と言われたら、収まるものは収まるし、収まらないものは訴訟になる。〔N 県〕
 - ➔ 公調委の裁定のメリットもかなりあって、基本的に公調委が現地調査をし、審問する。当事者に出頭する負担をかけない仕組みになっている。また、費用負担についても、国費の負担で専門家の意見が提供できる。〔公調委〕
 - ➔ 事実の認定が難しい、調停成立が困難な事例などを全て公調委で引き受けるわけではないが、地域に一定の影響が及ぶ、放置すると次々と事件が起こっていくというのは、小さな事件であっても裁定を活用していただくというのも重要なことだと思う。〔公調委〕

< Cグループ >

- 公害に当たらないものや他県のものについて相談があったら、受付をどうしているか。〔O 県〕
 - ➔ 受付の段階で何回も説明したが聞き入れてもらえず、申請されたことがある。裁定委員会が検討し、却下した。ずっと説明しても納得されない場合は、一度申請いただき、調停をしないとするのも仕方ないかと思う。〔公調委〕
- 認知度が低いという話は、公調委でも積極的に広報を行うようにしている。法曹関係者がメインだが、機関誌にも記事を掲載した。通知文を弁護士会等に送っていて、講演の依頼があれ

ば、お受けしている。現地に赴いたり、Webでも行っているのですが、ご要望等あればご連絡いただきたい。〔公調委〕

- 裁判では、かなりのデータを出さないといけないが、調停では例えば、調査を県でもらえる、データを提供してもらえるので、利用しやすい。難しそうな案件もうまくまとめてもらえるので、もっと知ってもらったほうがいいと思う。〔P県〕



- 公調委ではなく、県の公害審査会で取り扱ったほうがいい案件というのはどのようなものか。測定が必要な場合は、公調委で扱ったほうがいいのではないかと。〔Q県〕
 - ➔ 事実確定ができず調停が困難であるが、調停不調のまま放置すると、コミュニティーに一定の影響があって看過できない場合には、公調委への裁定申請を促していただいて構わないが、そのような事案でなければ、公調委で受けるべき事案なのか、本来の公調委の姿なのかという疑問がある。〔公調委〕
 - ➔ 測定が必要な事案でも、市でノウハウを持っている場合、業者に委託する場合、データがなくても利害調整によりうまくまとめるということもあることから、工夫が必要。〔公調委〕
- 先ほどの例を挙げた県では、中間合意をされたとのこと、鮮やかな調停のノウハウだったと思う。〔公調委〕
 - ➔ 最終的に調停をまとめるのは最終合意となるが、中間合意というのは、手続の途中で、一旦この点については先に合意しておきましょうと決めておくやり方。裁判所でも同様の方法があり、終局的な合意ではなく、その時点の合意で、その記録を残しておくこと、その後の進行がスムーズに行く。〔公調委〕
- 測定の費用の関係で進行が難しいという事例はあるか。〔公調委〕
 - ➔ 調査について、申請人が費用負担はしたくないと言っていたものがあつた。内容からして公共性があるとは言えず、県費での負担は難しいため、測定できず不成立に終わった。〔R県〕

➔ 県で調査する権限があるにしても、どのように実施するのかが問題になり、両者で折半などいろいろ検討したが、調査を実施せずに進めた。〔S県〕

○ 公害審査会で測定が必要となったときに、ノウハウはあるか。〔公調委〕

➔ 測定をした事例はある。調停委員の間で検討して、調停委員が測定した。測定が必要な場合、関係行政機関の協力を得て市などで測定してもらうケースが多い。〔Q県〕

➔ 当県の場合は、測定できる研究機関がある。公共測定という形で測定するため、申請者等の費用負担もない。〔T県〕

<Dグループ>

○ 最近、風車の件が非常に増えている。今のところまだ公害としての申請はないが、住民も気にしている。風車の騒音や低周波音など、事案に経験があったら教えてほしい。〔U県〕

➔ 公調委に現在係属している案件はない。紛争案件が今後多くなっていくのではないかとされている。〔公調委〕

➔ それなりに問題になっていると思う。風力発電関係は地元の方が反対運動として行動することが多い。起業者側もそれを意識して対応することは多くなっているのではないか。地上の風力発電だと近隣との紛争があるので、洋上の風力発電のほうが多くなっているのではないか。数値的に把握していないので感覚的なものだが。〔公調委〕

○ 騒音研究会報告3ページ目に、低周波音被害を申し出た場合の方が調停成立の割合が高いが、取下げの比率も高いという分析があった。こういう理由ではないかということが出ていけば教えていただきたい。〔V県〕

➔ どうして取下げになったかの内容までは、まだ分析できていない。申請人側に代理人がつくと調停成立率が高いということがある。通常は申請人が高い要求をして決裂するが、そうではなくて、代理人から、あなたの満足いく内容ではないかもしれないけれども、ということで調整していただいているのではないか。〔公調委〕

➔ 参照値を超えるものではないということを説明した上で、室外機を囲うとか場所を移動するとか、実現可能なところでの解決策を図るということで調停が成立するということが、感覚的には多いと思う。〔公調委〕

➔ 低周波音が実際に問題になる程度のもはそんなに多くない。騒音測定のとときに体感測定をすると、客観的な音と本人の感じ方にずれがある。ずれがあると因果関係が認められない。それでも被害者意識が強く、こだわって、納得がいかないから取り下げるというのを経験したこともある。〔公調委〕

○ 低周波の体感テストとはどのようなものか。〔W県〕

- ➔ 例えばエアコンの室外機の音が問題になっているときは、申請人側には申請人宅で待っていて、測定状況というのは知らせずにスイッチを付けたり消したりして、申請人には体感メモを取ってもらい、申請人の体感と機器の作動が合っているかを確認する。〔公調委〕
- 公調委で行う測定は、必要性を判断するから必ずということでもないと思うが、多くの場合行ってくれるのか。〔W県〕
 - ➔ 事件によってだが、騒音自体が問題になっていて、双方で意見の隔たりがある場合には、少なくとも現地調査を行う。職権調査ができるので、必要があればやるというスタンス。〔公調委〕
- 当県で、申請人が公調委に原因裁定の申立てを行うことになり調停手続をペンディングにした案件があったのだが、公調委で調停成立した。原因裁定の結果と調停成立に至った経緯を差し支えない範囲でよいので教えてほしい。〔V県〕
 - ➔ 当該事件は、測定しても基準を超えるものでなく、申請人の主張は否定されたが、今後基準を守ることは業者にも約束させるということで申請人も納得したので、県にお返しするまでもなかった。〔公調委〕
- 公調委では、代理人がついていない案件でも Web 対応を行うのか。〔V県〕
 - ➔ 可能なものは行っている。Web 会議やメールでの提出の手順書など、ホームページで公開している。〔公調委〕
 - ➔ 裁定の期日だと公開しないといけませんが、調停は非公開の手続なので、Web で行うことに支障はないと考えている。証拠の提出などを含めて柔軟にできるようにしたい。〔公調委〕
- どんどん公調委につないでもいいのか。〔X県〕
 - ➔ 現場に近いところでというのが基本だと思うので、なんでもかんでもというのは困るが、事実の確定が難しく調停が困難な場合であって、地域のコミュニティーに一定の影響があり、放置すべきでない公害審査会が判断するものについてはつないでもらって構わないというのが基本スタンスであり、そういうものは遠慮なくつないでもらいたい。〔公調委〕
- 公調委に相談することは可能か。〔W県〕
 - ➔ 公調委にも自治体との連絡担当があり、都道府県の環境部局からいろいろ質問を受けている。〔公調委〕
- 防音壁を設置してほしいという話が出たときに、専門業者や、どのような防音壁であったらいいのかを相談できるか。〔Y県〕

- 防音をやるときに、どこまで良くなるか分からないまま成立させることに、調停委員も悩みがある。〔X県〕
- ➔ 我々も専門委員に意見を聴いてはおり、ある程度効果が見込めると聞くこともあるが、必ずしも分からないというのが正直なところ。防音壁の効果を事前に予測するのはなかなか難しい。〔公調委〕
 - ➔ 少なくとも被申請人の側で対策の説明責任がある以上は、被申請人の側に促すことが前提で、それを申請人が評価することで話を進め調整をするしかない。〔公調委〕

